

令和元年度徳島県職員（獣医師）選考採用試験実施要領

1 採用予定人員

若干名

2 採用予定時期

原則として令和2年4月1日以降（ただし、年度途中での退職による欠員の状況等により令和2年4月1日前に採用が可能な場合があります。）

3 職務の内容

県の関係機関において、家畜の防疫衛生、畜産の振興、環境・食品衛生事務・監視指導、と畜・食鳥検査、動物愛護管理、動物由来感染症予防、鳥獣保護対策、各種試験研究等の業務に従事します。

4 受験資格

(1) 免許 獣医師免許を有する者又は令和2年6月30日までに当該免許を取得する見込みの者（獣医師免許を取得できない場合は、採用される資格を失います。）

(2) 年齢

ア 昭和55年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者

イ 平成8年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和2年3月31日までに卒業する見込みの者

(3) 欠格条項 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(イ) 徳島県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 試験日時、試験会場等

(1) 試験（論文及び口述試験）

	試験日時	試験会場	合格発表
論文 ・ 口述	<u>令和2年3月1日（日）</u> ア 受付10時30分～ イ 試験11時～15時頃	徳島県職員会館 徳島市万代町3丁目5-3	3月上旬（予定） 合否にかかわらず 受験者全員に文書 で通知します。

(2) 人事委員会の選考

試験の合格者に対し、後日、人事委員会の選考を経て採用が決定されます。

6 試験の方法及び内容

試験種目	方法及び内容
論文試験	職務（獣医師）として必要な課題について、課題に対する理解力、論理性、文章による表現力等を有するかどうかをみるための試験を行います。（1時間）
口述試験	専門性、人柄等をみるため、個別面接を行います。

※ 論文試験の例題を、徳島県ホームページ（<https://www.pref.tokushima.lg.jp/>）上に掲載しています。

7 受験手続

受付期間	令和元年12月18日(水)から令和2年2月14日(金)まで
申込方法	申込みは、持参による方法と郵送による方法があります。 受付期間経過後の申込みは、一切受け付けいたしませんので十分注意してください。 (1) 持参による申込み 受付期間中の執務日の午前8時30分から午後6時までに徳島県農林水産部農林水産政策課に提出してください。 (2) 郵送による申込み 封筒の表に「獣医師申込」と朱書きし、必ず「書留郵便」により徳島県農林水産部農林水産政策課あて送付してください。 2月14日までの消印がある場合に限り受け付けます。
受験票	申込者に対して受験票を送付します。 令和2年2月25日(火)までに受験票が到着しない場合は、徳島県農林水産部農林水産政策課まで電話で連絡してください。

8 提出書類

次の書類を徳島県農林水産部農林水産政策課に提出してください。

- ①受験申込書(指定様式) 1部
- ②面接カード(指定様式) 1部
- ③履歴書(市販のもので可。写真を貼付すること。) 1通
- ④獣医師免許証の写し(免許取得者のみ) 1通
- ⑤通常はがき(受験票として使用するため、表面に受験票送付先の郵便番号・住所・氏名を記入し、裏面には何も記入しないでください。)

9 給与

給料は、職員の給与に関する条例(昭和27年徳島県条例第2号)(以下、「給与条例」という。)の規定に基づき、関係機関において、獣医師として公衆衛生業務又は家畜保健衛生業務に従事する場合にあっては、月額212,000円が初任給として支給されます(なお、一定の職歴等がある場合には加算されることがあります。)

諸手当については、給与条例等の規定に基づき、期末・勤勉手当や地域手当が支給されるほか、初任給調整手当(採用1～4年目までは月額50,000円、以後1年ごとに一定額を減じた額)が計15年間支給されます。

また、該当者には通勤手当、扶養手当、住居手当等が支給されます。

10 問い合わせ先

〒770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県農林水産部農林水産政策課 (TEL 088-621-2385)

メールアドレス: nourinsuisanseisakuka@pref.tokushima.jp

または、

徳島県危機管理部消費者くらし安全局安全衛生課 (TEL 088-621-2600)

メールアドレス: anzeneiseika@pref.tokushima.jp